

平成 28 年 2 月 17 日

各 位

公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー

アラビアントラベルマーケット 2016 ドバイ
出展ブースの企画・実施運營業務に係る企画提案の募集について

時下、ますますご清祥のことと慶び申し上げます。

さて、本財団におきましては、今年 4 月に開催されますアラビアントラベルマーケット 2016 ドバイの出展ブースに関し、下記の通り、運營業務に係る企画提案を募集いたしますので、内容をご検討のうえ、ご応募いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 募集内容： 別添の企画提案依頼書を参照ください。
2. 提出先： 公益財団法人京都文化交流コンベンションビューローまで郵送、メール、又は持参

<提出先>

〒604-0862

京都市中京区烏丸通夷川上る京都商工会議所ビル 5 階

公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー 櫻井 宛

E-mail: m-sakurai@hellokcb.or.jp

3. 提案締切： 平成 28 年 3 月 2 (水) <必着>
4. その他：
 - 企画提案書作成に係る費用は、応募者の負担とさせていただきます。
 - 企画提案書の審査については、本財団において実施し、結果を全応募者に通知します。
 - 提案書及び添付資料は返却しません。
 - 不明な点等があれば、上記提出先の担当者まで連絡ください。(メールのみ)

アラビアントラベルマーケット 2016（ドバイ）
出展ブースの企画・実施運営業務に係る
企画提案依頼書

1. 業務の概要

(ア)事業の目的

中東からの誘客にむけ、平成 26 年度よりアラブ首長国連邦（UAE）のドバイで開催されている現地最大級の旅行博アラビアントラベルマーケット（以下、ATM という）に出展をしてきました。

UAE の外国旅行市場は、世界でもトップクラスに位置しています。こうした中で ATM 出展により高品質なデスティネーションとし日本及び京都を認知させる最大のショーケースへ効果的な出展を目的とします。

(イ) 委託事業の内容

- ① ATM2016 出展ブース(32 m²：4m×8m)の企画，運営，実施
※共同出展者＝京都の観光事業者・物販事業者及び日本国内の他都市等との出展調整と情報提供や制作管理作業
※ブースデザイン案の提出，施工管理，ATM 事務局との折衝
- ② ATM 開催中，ブース来訪者，特にメディア関係者に対応可能な能力を有する要員の確保
- ③ 京都市海外情報拠点（ドバイ）との連絡調整
- ④ 事業実施報告書の提出

(ウ) 与件（企画提案にあたって注意すべき点・盛り込んで頂きたい要素）

- ① ブーススペースは本財団にて予約済
- ② ブーススペースのデザイン・施工に関し，デザインはドバイ及び中東圏内の旅行会社をターゲットとした展示会ということをふまえて，開放的なデザイン・装飾を提案すること。またイベント実施スペース，展示に必要な設備，導線考慮し，施工すること。
- ③ ブース運営マニュアルを作成の上，共同出展者を含む関係者に配布し，事業実施の円滑化を図ること。
- ④ 特定の利益を偏重することなく，業務を遂行すること。
- ⑤ 業務により取得した個人情報から自ら行う事業又は本財団以外との契約（本財団との契約に基づく事業を除く。）に基づき実施する事業に用立ててはならない。

2. 契約期間：契約日～平成28年6月末

3. 委託金額： 参考予算 4,500,000 円（税込）

4. 対象経費：

- (ア) ブース出展費（小間料）
- (イ) ブースデザイン費
- (ウ) ブース設営費
- (エ) ブース音響・照明・電気工事等の施工費
- (オ) 機材費
- (カ) 現地運営スタッフ費
- (キ) 運営マニュアル制作費
- (ク) 資料翻訳費
- (ケ) その他、運営に係る必要経費

※京都市・本財団関係者の渡航費は上記経費に含まないものとする。

5. 支払条件：原則として、当財団及び共同出展者による業務完了後の精算払いとする。

6. その他：

(ア) 企画提案の内容に基づく見積額は、物価の上昇等の正当な理由が無い限り、契約時に増額することは認めない。また、提案内容等を勘案して決定するため、契約額と見積額が同じになるとは限らないことに留意すること。

(イ) 受託候補者となったものは、その地位・権利の譲渡ができないものとする。

7. 応募資格：

応募の資格者は法人又は法人以外の団体とし、次の要件を満たす者とします。

(ア) 本委託事業は、事業の趣旨を十分に理解し、公益に資する意思を持って本事業に参加する者であること。

(イ) 代表者が成年被後見人、被保佐人又は破産者でないこと。

(ウ) 法令の規定により、営業について免許、許可又は登録等を要する場合にあっては、当該免許、許可又は登録等を受けて当該営業を営んでいること。

(エ) 国税及び地方税を滞納していないこと。

- (オ) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (カ) 暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体でないこと。
- (キ) 自らが提案した企画・運営内容を自らが遂行するのに必要な経営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。

8. 企画提案に当たっての提出物：

上記までの内容を踏まえ、以下の書類をご提出ください。なお、郵送・持参の場合は、企業名入り1部・企業名なし1部の計2部とします。

(ア) 企画提案書

- ・ ATMでの日本及び京都にふさわしいブースデザイン（京都コンテンツの選択肢を含めること）。

(イ) 見積書

(ウ) 実施スケジュール

- ・ 発信内容等について、本財団と協議の場を持つこと。

9. 企画提案書作成に当たっての留意点：

企画提案書の作成に当たっては、以下の点にご留意ください。

(ア) 様式

- ・ A4判としてください。（任意様式）ただし、図表等については、A3判の様式でも可とする。

(イ) 留意事項

- ・ 業務を遂行するための体制、要員（責任者等）について、業務経験、資格等を含めて記載すること。
- ・ 提案内容は、専門知識を有していない者でも理解できるよう分かりやすい内容とすること。
- ・ 再委託の有無を記載すること。（ただし、発注者の承諾を要するものに限る。）
- ・ 再委託する場合は、再委託先の事業者名、住所、金額、再委託する業務範囲を記載すること。
- ・ 基本コンセプト、業務の進め方、スケジュール、実施体制、円滑な運営に対する施策について提案すること。
- ・ 定量的な目標値及び定性的な目標を設定の上、その考え方を明記すること。また、各実施内容の期待効果と当該効果の測定方法についても明示すること。
- ・ 企画の提案にあたっては、事業目的に対し、より効果的と考えられるものがあれば、提案すること。
- ・ 質問がある場合は、担当者宛てにメールを送ること。質問締め切りは、

3月2日（水）とする。（担当：櫻井 m-sakurai@hellokcb.or.jp）

10. 提案の審査・選定等

（ア）審査方法

提出された企画書に基づいて、本財団において審査を行い選定する。選考の経過に関する問い合わせには応じない。

なお、必要に応じ企画提案事業者には、企画提案に係る説明を求める場合がある。その場合には、企画提案書提出事業者に別途通知するので、説明ができるものを本財団の選考に出席させること。

（イ）審査基準

評価項目は、次の通りとし、本事業の趣旨の理解度、企画の水準、実効性、事業実現可能性、取組体制の事業遂行能力その他事情を総合的に評価し選定するものとする。

- ・本事業の趣旨を踏まえたコンセプトのもとに企画されているか。
- ・事業を効果的に実施するための工夫がなされているか。
- ・円滑に事業を運営できる体制が確保できるか。
- ・見積もり経費について妥当か。
- ・本財団が要求する項目以外のもので、効果的な追加提案があるか。

（ウ）決定

審査結果を踏まえて、本財団が採択提案を決定する。

（エ）通知

選定結果については、メールで通知する。

（オ）契約

本財団において受託候補者に選定された者と、委託見積限度額の範囲内で交渉の上、契約する。

なお、契約が不調に終わった場合は、次点の者と交渉するものとする。

11. スケジュール

平成28年2月17日	公募開始
平成28年3月2日	必要書類の提出期限
平成28年3月上旬	審査、委託先の決定、契約締結（予定）
平成28年4月25日～28日	ATM会期

12. 本業務の遂行にあたっての遵守事項：

- ・本事業に係る会計実地検査、その他監査等が行われる場合は、本財団に資料提出・作成等に於いて協力すること。また実施・会計に伴う関係書類は業務

終了後 7 年間保管を行うこと。

<情報の管理について>

本業務に携わる者は、個人情報等の管理を適正かつ厳格に行い、事業の遂行を通じて知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とすること。

<知的財産権等の取扱いについて>

本業務によって新たに作成される成果物に関する知的財産権等の取扱いは、次の各号によるものとする。

(ア) 契約に関する開示情報等の取扱い

- ・ 受託者は、委託契約に関して本財団が公開した情報等及び本契約履行過程で生じた成果物等に関する情報（公知の情報等は除く。）を本契約の目的以外に使用又は第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置を講じるものとする。ただし、当該情報を本契約以外の目的に使用又は第三者に開示する必要がある場合は、事前に本財団の承諾を得るものとする。

(イ) 知的財産権の帰属等

- ・ 受託者は、導入業務の成果物に関する一切の権利（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条までに規定する権利を含む。）を、無償で本財団に譲渡するものとする。ただし、導入業務の成果物のうちプログラムの構成部品であるルーチン、関数、モジュール、型等（以下「プログラム構成部品」という。）で、受託者が従来より権利を有していたものについては、受託者に留保されるものとする。この場合において、受託者は本財団に対し、当該プログラム構成部品について、本財団及び本財団が許諾した第三者が使用するために必要な範囲で、著作権法に基づく利用を無償で許諾するものとする。
- ・ 受託者は、成果物に関する著作者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定する権利）を行使しないものとする。
- ・ 成果物に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合は、本財団が特に使用を指示した場合を除き、当該著作物の使用に必要な経費の負担及び使用承諾契約に係る一切の手続を受託者が行うこととする。この場合、受託者は当該契約等の内容について事前に本財

団の承諾を得ることとし、本財団は既存著作物について当該許諾条件の範囲内で使用するものとする。

- ・ なお、本契約に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争が生じた場合には、当該紛争の原因が専ら本財団の責めに帰す場合を除き、受託者の責任及び負担において一切を処理するものとする。本財団は係る紛争等の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。

(ウ)産業財産権の帰属等

- ・ 委託契約を実施することによって新たに発生した産業財産権は、本財団に帰属するものとする。
- ・ 受託者は、第三者の産業財産権又はノウハウ（営業秘密）を実施又は使用するときは、その実施又は使用に対する一切の責任を負うものとする。
- ・ 委託契約に基づく作業及び成果物に関し、第三者との間に産業財産権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、受託者の責任及び負担において一切を処理することとする。本財団は係る紛争等の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。